## 三位一体改革に関する地方改革案の 早期実現を求める緊急決議

「三位一体改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」 である。

政府は、6月4日、「基本方針2004」を閣議決定し、概ね3兆円規模の 税源移譲を前提として、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具 体案を取りまとめるよう要請した。

全国市長会は、この要請を真摯に受け止め、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与、規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を地方六団体の共同案として取りまとめ、8月24日、政府に提出した。

政府においては、今後、11月半ばを目途として、三位一体改革の全体像を取りまとめることとしているが、地方の改革案を真摯に受け止め、この改革案の実現に向けて、責任を持って全力で取り組み、速やかに改革の全体像を提示し、平成17年度、18年度の予算編成や税制改革に反映されたい。

また、平成 19 年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

以上決議する。

平成16年9月30日

全 国 市 長 会